

みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な事業の継続を可能とするため、感染症予防対策を実施する飲食店に対し、県が認証し、認定証を交付することにより、利用者の方へ安心を感じていただき、会食を通じた人とのつながり（社会）の確保につなげ、飲食店（事業者）、利用者（県民）、社会の三方よしの実現に資することを目的とする。

(対象)

第2条 飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団等である者または暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを除く。）のうち県内の事業用施設で専ら集客を目的として営業している者とする。

なお、暴力団等とは、「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針 2（4）」の定義によるものとする。

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（（チェックリスト）以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認定証を交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたとき、または申請者

が新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 1 項または第 45 条第 2 項に基づく営業時間短縮等の要請に応じていないときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証マークの利用等)

第 6 条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「滋賀県安心・安全店舗認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、または亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

第 7 条 認証事業者は、認証施設の名称や所在、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に届出を行うものとする。

(調査等)

第 8 条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第 9 条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施するとともに、その従業員に実施を徹底させること。

(2) 認証マークの適正な使用および管理を行うこと。

(3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第 10 条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、およびこれを廃棄し、ならびに「滋賀県安心・安全店舗認証施設」の名称の使用をやめなけれ

ばならない。

(認証の取消し)

第 11 条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したとき、または第 9 条各号に掲げる事項に反していると認めるときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、または認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 1 項または第 45 条第 2 項に基づく営業時間短縮等の要請に応じていないことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、または認証を取り消すことができるものとする。

3 知事は、前 2 項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

4 第 1 項または第 2 項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、およびこれを県へ返却し、ならびに「滋賀県安心・安全店舗認証施設」の名称の使用を停止しなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第 12 条 認証施設の従業員または利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったことまたは認証事業者もしくはその従業員の故意もしくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から 6 か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(まん延の防止に関する措置との関係)

第 13 条 第 4 条から前条までの規定にかかわらず、感染症のまん延の状況を勘案して、新たな認証を行うことおよび認証の効力を維持することが適当でないとき、知事は、認証の申請の受付を停止し、および既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(免責)

第 14 条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこともしくはその効力を停止されたことまたは認証施設において感染症が

発生したことによって、対象事業者または対象施設の利用者に生じる損失または損害については、その補償または賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

○附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(付則) この改正は、令和3年5月7日から施行する。

(付則) この改正は、令和3年10月5日から施行する。

(付則) この改正は、令和4年9月15日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。